

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	重度障害者等住宅改造助成事業補助金			補助金番号	C1-13
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市重度障害者住宅改造助成事業実施要綱				
交付の目的	重度障害者及び重度知的障害者(児)の日常生活の自立や介護負担軽減を図ることを目的に、心身の状況や住宅構造に合わせた住宅改造を行うため、住宅の所有者等に費用の一部を補助する。				
補助対象経費	段差解消や手すりの設置等、住居のバリアフリー化に係る住宅改造費。自己負担割合は世帯の所得税額により異なり、補助金の上限金額を80万円に設定している。				
補助率・補助額	定率補助				
交付先	個人				
開始年度	平成7年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	20,000	18,533	18,533	18,533
決算額	15,208	14,162	12,942	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	15,208	14,162	12,942	

(件)

交付実績	22	21	19	
------	----	----	----	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	障害者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を図ることを目的としており、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標「障害者が自立し、社会参加ができるまち」の達成に必要な不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	障害者が自宅での生活を継続していくために必要な補助金である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	専門職(理学療法士又は作業療法士)の市職員が自宅を訪問し、申請者に必要な工事となるよう調査を行っている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	住宅の工事については、業者に委託したり、市職員が工事を行うよりも、要した費用に対して補助金を交付した方がより適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	広報ひらかた等で募集の周知を行っている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	世帯の生計中心者の所得税額に応じた補助率(1/1,2/3,1/2)となっている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	制度の概要や要綱をホームページで公表している。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	住宅の改造内容(昇降機の設置等)によっては本制度でしか対応できない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	本補助金は、障害者が住みなれた地域で安心して自立した生活ができる住環境の整備の促進を目的としている。 補助金の交付決定にあたっては、保健センターの理学療法士、作業療法士が訪問調査に立会い、申請者の障害程度に応じた改造内容になるよう必要性、有効性等の確保を図っている。
対応完了・廃止予定時期	